

# 年休で入院に診断書を強要？ 「世間の常識とJR東海の非常識？」

新横浜駅に勤務する佐藤組合員は3月14日から10日間入院することになり、2月勤務発表前に年休を申込みました。特休、公休を含めた勤務が確定したのち、管理者から「年休でも5日以上入院は、診断書を会社に出してください。」と言われました。

そのため3月12日に「年休は労基法第39条により、会社は理由のいかんを問わず有給休暇として付与しなければならない。したがって『入院』を理由とした診断書の提出強要は労基法違反行為であり、直ちにやめるよう苦情申告する。」という内容で苦情申告票を管理者に提出しました。

すると13日の朝に管理者より「診断書の提出は入りません。」との話がありました。それは「5日以上ではなく、5日を超える場合には診断書が必要」とのことでした。私の勤務は、たしかに年休が5日で、あとは特休と公休でした。しかし、5日だろうが、6日だろうが、年休で休むことに診断書提出を強要する事じたいが労基法違反行為です。

仮に始めの話で、診断書を提出していたら、何千円かの経費は無駄になっていました。ただ今回の事態は、一人の現場管理者の間違いという事ではありません。

JR東海本社の感覚が「世間の常識から外れた、非常識な構造」になっているからです。前社員の皆さん、年休で入院しても診断書の提出はいりません。



## 診断書の強要は明らかに労基法違反です？